

SDGsは過去の責任にどう向き合うか？

—建設アスベスト基金と目標12 つくる責任・つかう責任—

関 礼子

アスベスト被害が拡大している。時差を伴って浮上してくる過去の製造物責任にどう対応すべきか。廃棄に伴って生じる新たな曝露のリスクをどう考えるか。SDGsの目標12つくる責任・つかう責任とともに考える。

1. 「奇跡」の代償

アスベスト（石綿）は奇跡の物質と呼ばれた。「奇跡」の物質は、サリドマイド、DDT、プラスチックがそうであるように、しばしば大量生産・大量使用・大量廃棄の過程で、大量被害を生む。なかでもアスベストは、採掘・選鉱、輸送、加工、原料化・製品化、消費・廃棄に至るすべてのプロセスで健康被害を生みだし⁽¹⁾、世界規模の公害（global pollution）をもたらしてきた。

日本での、アスベスト消費のピークは1970年代～1980年代後半であり、30～40年の潜伏期を考慮すると、2000～2020年に健康被害が急増すると予測されてきた⁽²⁾。アスベストとの関連が明らかな疾病に、石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚がある。このうち、中皮腫死亡者数の推移をみると、1995年に500人であったのが、2015年には1,504人と20年で3倍になっていることがわかる（図1）⁽³⁾。

日本でのアスベストの利用は段階的に使用が規制され、2006年に全面禁止（原則禁止）されるに至った（図2）。適用除外製品についても順次禁止されてきたが、残存アスベストに関しては十分な対策がとられていない。アスベスト利用建築物の「解体のピークは30年頃になる見通し」で⁽⁴⁾、今後も建築物の解体・廃棄、あるいは災害瓦礫の処分にあたって、新たなアスベスト曝露の可能性がある。時間を越え、世代を超えて健康被害が危惧されるアスベストは、まさに未来への「静かな時限爆弾」⁽⁵⁾である。

2. アスベスト被害者の補償・救済と企業責任

日本では、アスベストの約7割が建材に利用されてきた。建設作業員らのアスベスト被害については、全国各地で裁判が提訴され、地裁、高裁と判決を積み重ねてきた。2021年5月17日、建設アスベスト最高裁判決は1975年10月1日～2004年9月30日にかけての国の規制権限不行使を違法とし、建材メーカーが連帯して責任を負うと判示した。国と被告建材メーカーの法的責任が確定した⁽⁶⁾。

判決後、原告らがかねてから求めてきた国と企業の資金拠出による「石綿被害者補償基金制度」創設の提案を受けて、6月9日に「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（建設アスベスト給付金法）」が成立した。給付金制度創設により、訴外の被害者にも補償の途が開けたが、建材メーカーの資金拠出は想定しておらず、国も企業との調整には消極的であった。

3. SDGs washingからSDGs wishingへ

給付金制度への資金拠出を想定しうる建材メーカーには、環境保全に寄与する技術力を持ち、環境経営に努力し、労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境をつくると表明し、また事実そうである企業が少なくない。アスベスト問題は労働問題・人権問題であり、自社のみならず顧客（取引先）であった社員・労働者を守る企業は、社員・労働者が

「誇り」を持って働ける企業であるはずである⁽⁷⁾。建材メーカーや業界が被害補償・救済について積極的姿勢に転じることは、企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）および企業によるSDGs（Sustainable Development Goals）への取り組みという観点からみても、重要な課題である。

SDGs washing（実態が伴わない見かけだけのSDGs）という批判がある

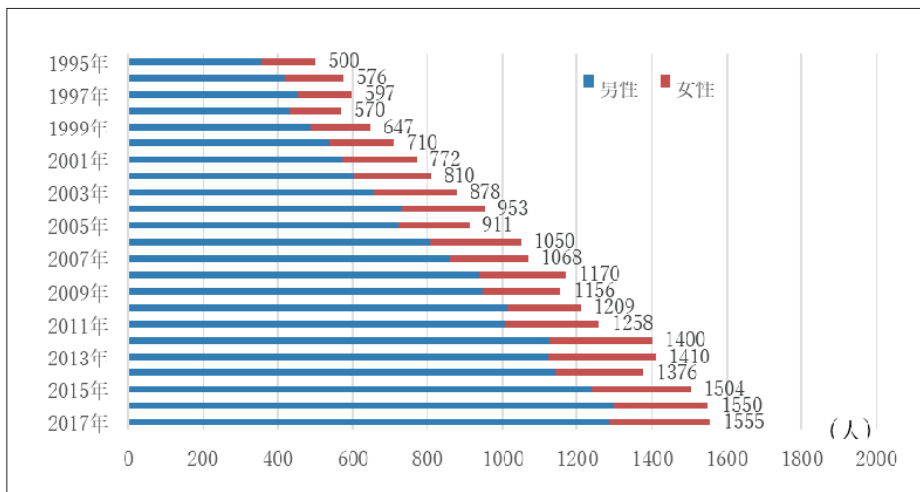


図1 中皮腫による死亡数の年次推移（厚生労働省HPより作成）

が、SDGsへの取り組みは、「できる（だろう）ことをする」に傾斜しがちで、「すべきことをする」という観点が弱くなりがちである。翻って、アスベスト被害への補償・救済は、法的責任の有無にかかわらず、生命や社会の持続可能性のために「すべきこと」である。また、その取り組みはグローバルな位置づけに関連付けて推進することが可能である。SDGsの17の目標のなかには、アスベスト問題に関連して貢献・推進できるだろう5つの目標がある⁽⁸⁾。

- 目標3 すべての人に健康と福祉を
- 目標8 働きがいも経済成長も
- 目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 目標11 住み続けられるまちづくりを
- 目標12 つくる責任、つかう責任

なかでも関連性が高いのは、持続可能な消費と生産パターンの確保をうたった目標12である。目標12の解説には、「インフラと建設部門で非金属鉱物の利用が増える中で、物質面の生活水準には大幅な改善が見られています。開発途上国の1人当たり『マテリアル・フットプリント』は、2000年の5メートルトンから2017年の9メートルトンへと増大しました」と記されている⁽⁹⁾。アスベストは非金属鉱物であるから、インフラと建設部門での非金属鉱物の利用とは、建設部門でのアスベスト利用と読み替えることができる。アスベスト問題への積極的姿勢は、日本国および企業によるSDGsへの具体的取り組みに位置づけうる。アスベスト問題は、SDGsの取り組みが求め望まれる、SDGs wishingなテーマなのである。

4. 補償・救済スキームと将来のリスク削減

だからこそ、建設アスベスト問題で、給付金制度に企業が参加・連携できていないことは残念な状況である。国の責任に基づく給付金は支払われるが、企業の責任に基づく補償・救済は、個別に裁判を起さなければ支払われない。激しい症状を呈するアスベスト被害者やその家族・遺族が、新たに裁判を提訴するには困難が伴い、結果的に、企業の補償・救済責任は免責されることになる。

アスベスト被害の補償・救済スキームを国と企業が共有できていないことは、将来をみたときに「もったいない」。残存アスベストの対策が未整備であることが課題として残されているのだから、補償・救済スキームは将来の被害リスクを減減することとセットにして考えられて良い。将来の財源負担を軽減し、将来のアスベスト暴露による被害発生を最小化するような技術開発や政策形成、被害者の人間らしい闘病生活を支え合う民間のピアサポートや啓発活動など、被害者を出さない・増やさない・苦しめない社会形成へのシフトとともに、アスベストに関しても「誰ひとり取り残されない」社会構築のためのSDGsが望まれる。



図2 アスベスト全面禁止のビラ
 出典：厚生労働省HP (<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/dl/hou07-281c.pdf>)、最終閲覧日2021年10月12日。

追記：「建設アスベスト補償基金制度をめぐる院内シンポジウム」（建設アスベスト訴訟全国連絡会・首都圏建設アスベスト訴訟統一本部主催、2021年3月23日開催）の報告に基づき、2021年10月14日脱稿。

注

- (1) 中皮腫・じん肺・アスベストセンター編2009『アスベスト禍はなぜ広がったのか—日本の石綿産業の歴史と国の関与』日本評論社。
- (2) 国立国会図書館『調査と情報（ISSUE BRIEFアスベスト問題とその対応策）』495、2005：18。
- (3) 厚生労働省HP (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyuu/chuuhisyu17/index.html>)、最終閲覧日2021年2月28日。
- (4) 2020年12月31日付「読売新聞」社説。
- (5) 広瀬弘忠1985『静かな時限爆弾：アスベスト災害』新曜社。
- (6) 2020年12月14日、この判決に先立ち、最高裁は国の上告を棄却、原告の上告だけを受理していた。
- (7) 別子銅山事件に対する伊庭貞剛の植林の取り組みは、時代を越えて企業の誇り、アイデンティティの源になっている。
- (8) 環境省HP (<https://www.env.go.jp/policy/SDGsguide-siryu.rev.pdf>)、最終閲覧日2021年2月28日。
- (9) 国際連合広報センターHP (https://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/31591/)、最終閲覧日2021年2月28日。

関礼子（せき・れいこ）立教大学社会学部教授。